

総務委員会資料

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

【議案第7号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和7年2月12日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

【議案第 7 号関係】

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 2 5 年 8 月 1 9 日 条例 第 2 6 号</p> <p style="text-align: center;">(市民税の申告)</p> <p>第 2 9 条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 新たに第 1 8 条第 3 号又は第 4 号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">○川崎市市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和 2 5 年 8 月 1 9 日 条例 第 2 6 号</p> <p style="text-align: center;">(市民税の申告)</p> <p>第 2 9 条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 新たに第 1 8 条第 3 号又は第 4 号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から 3 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告しなければならない。</p>